

始良市農業委員会総会議事録(10月)

1. 開催日時 平成26年10月20日(月) 午後1時30分から午後4時5分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(27人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	終元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名(15番 川島委員、16番 終元委員)
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 買受適格証明願(農地法第3条の規定による)について
6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)について
9. 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
10. 議案第 8号 非農地証明願について
11. 議案第 9号 買受適格証明願(農地法第5条の規定による)について
12. 議案第 10号 農地あっせん申出(貸付 希望)について
13. 農地あっせんの経過報告
14. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
15. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政畜産係長

~~始良農林耕地係長~~

	(大会議室に全員着席)
事務局	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1、総会の通告〕
議長	只今から、平成 26 年度第 7 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27 名中 27 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議長	それでは、事務局より会務報告をお願いします。
事務局	事務局より会務報告
議長	それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
委員	「異議なし」
議長	それでは、15 番委員、16 番委員をお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の『議事参与の 制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配 偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっております ので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし ます。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握で きますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出てい ただき退席等よろしくをお願いいたします。
	————— 議案第 1 号 —————
議長	それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決 定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

	<p>事務局</p> <p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は10月31日を予定しております。</p> <p>また、契約の始期は、11月1日を予定しております。契約年数は、3年が4件、5年が7件、10年が2件、合計の13件です。面積につきましては、田の33,706㎡、畑の5,008㎡、合計38,714㎡です。内容については、総会資料1ページから4ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料4ページの13番は27番委員の関係する議案となっており、これについては、農業委員会等に関する法律第24条の規定の『議事参与の制限』により、議案の採決に参加できませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、第1号議案の説明といたします。</p>
議 長	<p>それでは、1番から12番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から12番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号1番から12番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第1号13番は、私の案件でございます。</p> <p>議事参与の関係で、議長を会長代理に交代いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号13番について質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>委 員 [質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第1号13番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号13番は原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長	<p>議事参与の関係議案が終わりましたので、議長を会長に替わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 2 号 —————</p> <p>次に、日程第 4 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>議案第 2 号 1 番につきましては、先ほど申しあげました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>16 番委員の退席をお願いします。</p> <p>まず、1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、5 ページとなります。今月申請は、6 件です。</p> <p>各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 から 6 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、順番にご説明いたします</p> <p>1 番 譲受人、蒲生町白男在住の〇〇さん。譲渡人が福岡市南区在住〇〇さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、蒲生町白男字井倉〇〇番〇、同字〇〇番〇、同字〇〇番〇の田で、合計面積が 693 ㎡です。以上で 1 番の説明を終わります</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 1 番に関連して 19 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>19 番です。調査報告します。10 月 13 日、譲受人宅を訪問し本人と会い現地調査しました。現地は受け人の自宅の西隣で 3 筆ありますが、1 筆として利用しており、有機農家が利用している、今後は畑として利用するとのこと。機械もそろっており農業には意欲があり、何ら支障はありません。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われまますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第 2 号 1 番について質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。</p>
委 員	<p>「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第 2 号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>

委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番について説明致します。譲受人、増田在住の〇〇さん。譲渡人が大阪府高槻市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、増田字隈元〇〇番の田、面積が403㎡です。下限面積につきましては、経営面積2,703㎡と取得面積403㎡の合計面積3,106㎡となります。以上で2番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の2番に関して3番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	3番です。報告します。10月8日午後、譲渡人宅を訪問し、聞き取りを行いました。所在地は農協のライスセンターから西の方で、申請地の隣が受け人の田んぼで現在も申請地を管理されております。労働力及び農機具等もすべて揃っており何ら問題はありません。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われまますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番について説明致します。譲受人、蒲生町久末在住の〇〇さん。譲渡人が鹿児島市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町白男字松木川原〇〇番の田、字唐船川原〇〇番の畑の合計面積が1,597㎡です。以上で3番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の3番に関して9番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	9番です。調査報告します。10月7日、譲渡人宅を訪問し、聞き取りを行いました。有機栽培農家で野菜が約1町歩、水田を34a耕作されております。所在地は松木川原の方は受け人が水稻を耕作しており、もう1筆は少し荒れておりますが、鳥獣対策をして野菜を作りたいとのことですので。労働力及び農機具等もすべて揃っており何ら問題はありません。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われまますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>4 番について説明致します。譲受人、加治木町反土在住の〇〇さん。譲渡人が加治木町辺川在住の〇〇さんの親子での経営移譲に伴う贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町西別府字前田〇〇番〇の田、加治木町辺川字栗脇〇〇番〇、同字〇〇番〇、同字〇〇番〇、同字〇〇番〇、同字〇〇番〇、同字〇〇番〇、同字〇〇番〇、字野中〇〇番〇、字堂田〇〇番の田畑で10筆の合計面積が5,046㎡です。以上で4番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の4番に関して5番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>5番です。調査報告します。この案件は親子関係の贈与であり、10月3日、譲渡人宅を訪問し、聞き取りを行いました。筆数が多いですが、ほとんど耕作をされており、当日も実家に来ており農機の手入れ等を行っていました。農業に熱心な方で農機具等もすべて揃っており何ら問題はありません。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われしますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>5番について説明致します。譲受人、永瀬在住の〇〇さん。譲渡人が永瀬在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、永瀬字崎園〇〇番、字早田尻〇〇番、同字〇〇番、同字〇〇番、字崎園〇〇番〇、字戎田〇〇番〇の田と畑で6筆の合計面積が4,884㎡です。譲渡人と譲受人は親子関係であり経営移譲に伴う贈与です。下限面積につきましては、同世帯のため同じ面積であります。以上で5番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の5番に関して1番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>1番です。調査報告します。10月2日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。農業に熱心な方で野菜作りに専念されておりました。農機具等もすべて揃っており何ら問題はありません。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われしますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>6番について説明致します。譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人が京都市北区在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町木田字一丁田〇〇番〇の田で面積が823㎡です。以上で6番の説明を終わります。</p>

議 長	ただいまの説明の 6 番に関して 11 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	11 番です。調査報告します。10 月 2 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。調査の結果、譲受人の耕作面積は約 1 町 3 反で主に水稻の作付けを行っております。又申請地は譲受人が水稻を作付けており、農機具等もすべて揃っており何ら問題はありません。本申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	調査員の皆さん、ありがとうございました。 これより、議案第 2 号 2 番から 6 番について一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 2 番から 6 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 2 番から 6 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
————— 議案第 3 号 —————	
議 長	次に、日程第 5 議案第 3 号 買受適格証明願い 農地法第 3 条の規定によるについてを議題に供します。1 番について事務局の説明を求めます。なお、落札後、本申請は、農地法第 3 条許可申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可してよろしいかについても、併せてご審議願います。
事務局	議案第 3 号 買受適格証明願い農地法第 3 条の規定によるについての説明を行います。総会資料は 7 ページとなります。 始良市差し押さえ不動産の公売による買受け適格証明願いです。こちらについては、農地を取得できないものが最高価額者になるのを未然に防ぐため、農地法の規定による許可の見込みがないと公売に参加することが出来ません。そこで、入札の際に買受け適格証明が必要となり入札落札の後には、買受け

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>適格証明により3条要件者となります。担当委員により事前に調査がなされ調査資料の7ページに調査書がありますので、審議の参考にしてください。それでは説明します。申請者は東餅田在住の〇〇さんで、経営面積が10,951㎡と第1号議案の5番で承認されました、7,531㎡を合計した、18,482㎡となります。農業従事者は2名で、公売財産の所在が船津字早田〇〇番〇、田、面積が491㎡です。売却区分番号は3番です。公売期日が11月7日で売却決定期日が11月14日です。債権者は始良市です。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、13番委員から調査の結果並びに補足説明をいたします。</p> <p>13番です。調査報告します。10月8日、譲受人の父宅を訪問し、受け人がおり聞き取りを行いました。調査の結果、譲受人の労働力は本人と妻の2人で、農機具がトラクター、田植え機、バインダー、ハーベスタ、動力噴霧機などすべて揃っておりました。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われしますので適格者であると認めます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今の事務局及び現地調査員の説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>[質問、意見なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは採決いたします。議案第3号 買受適格証明願い 農地法第3条の規定によるについての、1番については、買受適格者であるという意見ですが、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号 1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、落札後農地法第3条申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、本申請があった場合は、来月の総会に諮らないで、許可することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p> <p>次に、日程第6 議案第4号 農地転用事業計画変更申請 についてを議</p>

<p>事務局</p>	<p>題に供します。</p> <p>まず、1 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請について説明します。この案件は平成 24 年 3 月 26 日に〇〇株式会社が宅地分譲として許可を 423 m²で取りましたが、隣接地との境界をまっすぐにすることで効率的利用をするため、事業計画変更を申請するものです。1 番の変更前の申請人が〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字上長迫〇〇番、地目田、面積 423 m²です。変更前の転用目的が宅地分譲で平成 24 年 3 月 26 日許可となっております、変更後につきましては、申請人が同じく〇〇株式会社で土地の所在が西餅田字上長迫〇〇番〇、地目田、面積 407 m²です。当初の〇〇番を分筆したものです。転用目的について宅地分譲です。変更理由としては、隣接地との一部交換により、土地の形状を良くし、お互いに効率的利用を図るもので、当初の事業計画を一部変更しようとするものです。議案第 5 号の 1 番と同一です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局説明の 1 番について、16 番委員に議案第 5 号 1 番とも関連がありますので、一括して調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>16 番です。議案第 4 号 1 番と議案第 5 号 1 番と一括して説明します。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から南に約 300m の位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が田、南は道路、北は田です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、2 番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に 2 番の説明をします。参考資料は 7 ページからです。変更前の申請人が〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字上長迫〇〇番、地目田、面積 423 m²です。当初の計画が平成 24 年 3 月 26 日許可となっております、転用目的が宅地分譲です、変更後につきましては、申請人が始良市西餅田在住の〇〇さんで、土地の所在が西餅田字上長迫〇〇番〇、地目田、面積 13 m²、同じく上長迫〇〇番〇、地目田、面積 4.66 m²です。当初の〇〇番を分筆したものです。転用目的は農業用施設で、掛干し竿の置場です。変更理由としては、隣接地との一部交換により、土地の形状を良くし、お互いに効率的利用を図るもので、当初の事業計画を一部変更しようとするものです。議案第 7 号の 5 番と同一です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局説明の 1 番について、16 番委員に議案第 7 号 5 番とも関連がありますので、一括して調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	16番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から南に約300mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が田、南は道路、北は田です。申請実現の確実性は、土地交換で竿置場は自作で転用は確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	これより、議案第4号1番と2番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はありませんか。
委員	[質疑・意見なし]
議長	それではお諮りいたします。 議案第4号 農地転用事業計画変更申請についての1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	「全員挙手」
議長	全員賛成ですので、議案第4号1番と2番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第5号	
議長	次に、日程第7 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について を議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第5号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明します。 申請人が〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字上長迫〇〇番〇、地目田、面積407㎡です。農地区分が3種農地で農業振興地域外、都市計画区域の準住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満です。よって3種農地と考えられます。 転用目的が宅地分譲です。申請理由が申請地を宅地分譲1筆分譲として利用する。自己資金で対応をする。土地改良区は除外済みのため不要です。被害防除計画書の添付があります。同字〇〇番〇、田、17㎡と一体利用。議案第7号5番及び事業計画変更1番と共に同時申請中です。以上です。
議長	本件についての現地調査員の報告は、先ほど、議案第4号1番で、16番委員から報告済でありますので、省略します。 これより議案第5号1番について、質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか

委員	[質疑・意見なし]
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員	[全員挙手]
議長	<p>全員賛成ですので、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、24日開催の県農業会議に諮問をいたします。</p>
<p>————— 議案第6号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号 農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについての1番を説明します。申請人が加治木町小山田在住の〇〇さんで変更区分としては農用地区域除外です。土地の所在が、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇、地目が畑、面積が988㎡、同字△△番△、畑、1,355のうち361㎡です。2筆の畑1,349㎡です。変更前の用途区分が共に農地で、変更後の用途が資機材置場と駐車場です。補助事業との関連は昭和60年からH2年の県営畑地帯総合土地改良事業の十三塚原地区です。所有者は〇〇番〇が〇〇さんで、△△番△が〇〇さんでございまして、理由としまして隣地の自宅で建設業を営んでいるが、資機材が増えたため、資機材置場及び職員の駐車場として利用する以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明の1番について、23番委員から議案第7号2番及び3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>23番です。農地区分は農用地区域内農地で集落接続施設のため問題はありません。申請地の位置は、小山田ふれあい交流施設から西に約200mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が貯水タンク、南は道路、北は畑です。申請実現の確実性は、転用済みのため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

議 長	これより、議案第 6 号 1 番について質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。議案第 6 号農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 6 号農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 本件については、賛成意見として市長に答申いたします。
————— 議案第 7 号 —————	
議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 先ず1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明申し上げます。譲受人が加治木町錦江町の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございまして、譲渡人が鹿児島市在住の〇〇さん、土地の所在が、蒲生町下久徳字柳元〇〇番、田、面積は 540 m ² 。権利内容は所有権移転です。農用地区域外です、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり方が 10ha 未満です。農地の区分は 2 種農地と判断されます。転用目的は倉庫、1 棟で 175 m ² でございまして。申請理由が、土地所有者の申し入れにより、倉庫を新設するため、購入する。自己資金で対応ということでございまして、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、15 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	15 番でございまして。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、蒲生高校から北西に約 300m の位置でございまして。被害防除現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北は雑種地です。申請実現の確実性でございまして、周囲はすべて自社の所有地であり一部製品が入りきれないため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	2 番についてご説明申し上げます。譲受人が加治木町小山田在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が加治木町小山田在住の〇〇さん、土地の所在が、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇、地目畑、面積が 988 m ² です。権利内容が所有権移転です。農地区分は農用地区域内農地で、都市計画区域は区域外です。土地改良事業はあります。農地の広がり 10ha 以上で農地の区分は農用地区域内農地です。転用目的が資機材置場、駐車場、倉庫でございまして。申請理由が、作業用車の駐車場、倉庫、機材置場として利用するためです。資金については、転用済みのため不要です。土地改良区の意見書はあります。始末書及び被害防除計画書が添付されております。それと農振農用地区域除外申請中です。先ほどの 6 号議案の 1 番と同所同地番です。以上です。
議 長	本件についての現地調査員の報告は、先ほど、議案第 6 号 1 番で、23 番委員から、報告済でありますので省略いたします。 次に、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	3 番についてご説明申し上げます。借し人が加治木町小山田在住の〇〇さんでございまして、貸り人が加治木町小山田在住の〇〇さん、土地の所在が、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇、地目畑、面積が 1355 m ² のうち 361 m ² です。権利内容が賃借権です。先ほどと同じで農地区分は農用地区域内農地です。転用目的が駐車場でございまして。申請理由が、従業員駐車場として利用するためです。資金については、転用済みのため不要です。土地改良区の意見書はあります。始末書及び被害防除計画書が添付されております。それと農振農用地区域除外申請中です。先ほどの 6 号議案の 1 番と同所同地番です。以上です。
議 長	本件についての現地調査員の報告は、先ほど、議案第 6 号 1 番で、23 番委員から、報告済でありますので省略いたします。 次に、4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	4 番の説明をします。譲受人が薩摩郡さつま町在住の〇〇さんでございまして。譲渡人が鹿児島市小野在住の〇〇さん他 4 名でございまして。土地の所在が、三拾町字吉野町〇〇番〇の田 359 m ² です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の用途の設定はありません。土地改良事業はあり、農地の広がり 10ha 以上であるので農地区分は 1 種農地と判断します。転用内容が一般住宅で、1 棟の 88.44 m ² です。申請理由が現在借家住まいのため、申請地に自己住宅を建築し居住するものである。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書はあります。被害防除計画書の添付されております。以上です。

議 長	<p>ただ今の説明に関連し、15番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>15番です。農地区分は第1種農地で集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、森林組合から西へ約200mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が田、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり、転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番の説明をします。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字上長迫〇〇番〇の田、面積は4.66㎡同じく上長迫〇〇番〇の田、面積は13㎡の2筆の17.66㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域内の準住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満でございます。第3種農地と判断します。転用内容が農業用施設で掛干し竿の置場です。申請理由が申請地を一部交換して農業用施設に利用するため。土地は一部交換のため不用、掛干し竹置場は自作する。土地改良区の意見書は除外済みのため不要です。被害防除計画書が添付されております。同字〇〇番〇、17㎡と同字〇〇番〇、13㎡、同〇〇番〇、4.66㎡と交換。同時事業計画変更申請しております。議案第4号の2番と同所同地番です。以上です。</p>
議 長	<p>本件についての現地調査員の報告は、先ほど、議案第4号2番で、16番委員から報告済でありますので省略いたします。 次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番の説明をします。参考資料はの31ページ目をご覧ください譲受人が始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字上長迫〇〇番〇の田、面積は17㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域内の準住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満でございます。第3種農地と判断します。転用内容が宅地分譲の1区画です。申請理由が申請地を一部交換して宅地分譲1筆分譲に利用するため。自己資金で対応です。土地改良区の意見書が添付されております。被害防除計画書が添付されております。同字〇〇番〇、17㎡と同字〇〇番〇、13㎡、同〇〇番〇、4.66㎡と交換。同字〇〇番〇、407㎡と一体利用する。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の説明に関連し、16番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>16番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から南へ約300mの位置です。被害防除については、現況は東が5条許可済み地、西が田、南は道路、北は田です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番の説明をします。参考資料は35ページからです。譲受人が大島郡徳之島町在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町1丁目〇〇番〇の畑288㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満で第3種農地と判断する。転用目的が一般住宅、1棟、60.45㎡です。申請理由が現住所地より転勤で帰ってくるため、申請地に一般住宅を建築する。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区は区域外のため不要、被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、26番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>26番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南へ約30mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番の説明をします。譲受人が始良市宮島町の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字城戸口〇〇番の田317㎡、同字△△番△、田1,140㎡2筆合計1,457㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の準住居区域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満です。農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地分譲の5区画です。申請理由が申請地は近年バイパスが通り、将来住宅街に整備される地域であり、住宅需要が見込まれるので申請</p>

議 長	<p>地を宅地分譲 5 区画造成したい。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書が添付されております。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連し、7 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から北西へ約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が水路、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、9 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9 番の説明をします。借里人が霧島市国分在住の〇〇さんでございます。貸人が始良市松原町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町 1 丁目〇〇番〇の畑 642 m²のうち 366 m²です。権利内容が使用貸借です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は 3 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅及び車庫 2 棟、150.36 m²です。申請理由は、現在家族 4 人で借家に入居しており、手狭となっている。今回申請地に住宅を建築する計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、26 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>26 番です。農地区分は第 3 種農地に該当して問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から東へ約 120m の位置です。被害防除については、現況で東は宅地、西は市道、南は畑、北は市道です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p>
議 長	<p>次に、10 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10 番の説明をします。参考資料は 49 ページです。譲受人が鹿屋市郷之原在住の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町反土在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字川原田〇〇番〇の田 420 m²です。権</p>

	<p>利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり方が10ha未満です。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的が一般住宅、1棟で84.17㎡です。申請理由が現在借家住まいのため、郷里の申請地に自宅を建築する計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書及び被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、7番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7番です。農地区分は3種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から北へ約150mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は宅地、北は山林です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、11番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番の説明をします。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が兵庫県尼崎市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字中島〇〇番〇の田399㎡のうち243㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は、農業振興地域外で、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり方が10ha未満です。農地区分は第2種農地と判断します。転用目的は資材置場でございます。申請理由が現在建設業を営んでおり、申請地を事業拡張のため、資材置場として利用する目的です。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書はありません。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、17番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17番です。農地区分は第2種農地の市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、始良高等技術専門学校から西へ約100mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、宅地、西が畑、南は畑、宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>12番の説明をします。参考資料は59ページからになります。譲受人が始良</p>

<p>議 長</p>	<p>市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が霧島市溝辺町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字上今別府〇〇番〇の畑 430 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は、農業振興地域外で、都市計画区域の第2種住居地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1棟の118 m²です。申請理由が、当地に自己の永住用家屋を建築する計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区は区域外のため不要です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連し、26番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>26番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原地区公民館から南へ約300mの位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここでしばらく休憩をします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは再開します。 次に、14番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>14番の説明をします。参考資料は68ページになります。譲受人が始良市東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇でございます。譲渡人が千葉市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町下久徳字前田〇〇番〇の畑509 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の用途設定はありません。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。農地区分は第2種農地と判断します。転用目的は資材置場です。申請理由が申請地を資材置場、造園業の植木置場として利用する。資金計画は自己資金で対応です。改良区等は区域外のため不要です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連し、15番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>15番です。農地区分は第2種農地で市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、蒲生高校から西へ約200mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が道路、南は畑、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員</p>

議 長	<p>としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次に、15 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>15 番の説明をします。参考資料は 73 ページです。譲受人が始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇でございます。譲渡人が千葉県鎌ヶ谷市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字ユル木堂〇〇番の田 637 ㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的は宅地分譲 1 区画です。申請理由が申請地を宅地分譲 1 筆分譲にする。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は添付されております。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、7 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から北へ約 700m の位置です。被害防除については、現況は東が水路、西が道路、南は田、北は田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、16 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>16 番の説明をします。参考資料は 77 ページからです。譲受人が霧島市隼人町在住の〇〇さんでございます。譲渡人が大阪府大阪市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西宮島町〇〇番〇の畑 232 ㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域区域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用区域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用内容が一般住宅、1 棟の 101.5 ㎡です。申請理由が現在借家住まいのため申請地を取得して一般住宅を建築する計画です。資金計画は融資で対応です。土地改良区は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、17 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、西宮島公園から南に約 5m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が市道、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性</p>

議 長	<p>は、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次に、17 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>17 番の説明をします。参考資料が 81 ページです。譲受人が大阪市中央区の株式会社〇〇代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町反土在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町反土字内原田〇〇番〇、田、218 m²と同字〇〇番〇、田、100 m²の2筆で合計 318 m²です。権利内容はすべて所有権移転です。申請地は農業振興地域区域外で、都市計画区域の準住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり が 10ha 未満です。農地区分は第 3 種農地と判断します。申請理由が会社の駐車場が狭く、不足しており、隣接している申請地を取得し、駐車場として利用する。資金計画は自己資金で対応です。水利組合の意見書があります。被害防除計画書は添付されております。譲渡人所有の同字〇〇番〇、宅地 330.14 m²、同〇〇番〇、宅地 180.82 m²、同〇〇番〇宅地 52.87 m²と一体利用する。合計面積が 881.83 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、14 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>14 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、加治木インターチェンジから南に約 50m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が県道、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、会社の駐車場が狭く、トラックの旋回する場所もなく、会社に隣接している申請地を取得し、駐車場及びトラックの旋回場所として利用するため確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第 7 号 1 番から 17 番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。はい 7 番委員どうぞ</p>
委 員	<p>7 番です。議案 7 号の 10 番ですが、現地調査報告書の中では加治木小学校となっておりますが、加治木中学校へ訂正方お願いします</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>他に質問等ありませんか</p>
委 員	<p>[質問なし]</p>

議 長	<p>無いようですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 17 番までについては、原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	[全員挙手]
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 17 番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、24 日開催の県農業会議に諮問いたします。</p>
<p>————— 議案第 8 号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第 10 議案第 8 号 非農地証明願についてを議題に供します。</p> <p>1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 8 号非農地証明願についての 1 番について説明を行います。参考資料は 86 ページからとなります。申請人は始良市西餅田在住の〇〇さんです。所有者も同じです。土地の所在が西餅田字上長迫〇〇番〇、地目は田で現況は水路です。面積が 4.36 ㎡と同字〇〇番〇、田現況は水路です。面積が 8.63 ㎡2筆合計の 12.99 ㎡です。変更年月日は昭和 59 年 11 月 28 日より水路となっております。現況は、昭和 59 年 11 月 28 日に分筆をし、〇〇番〇と〇〇番〇の田への引込用水路として利用し、その後は非農地となっている。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 1 番に関連して、17 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17 番です。農地区分は第 3 種農地です。申請地の位置は、始良小学校から南に約 300m のところがございます。現況は申請のとおり水路となつてから、約 29 年程度経っていると認められる。周囲の状況及び非農地とすることで生じる影響は、現況は東が宅地分譲地、西が国道、南が田、北が店舗になっておりました。この、非農地として認定するやむを得ない理由は、水路に使用されてから 29 年ほどたっており、やむを得ないものと認める。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。ただ今の事務局、現地調査員からの説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>何か、ご意見等ございませんか。</p>
委 員	[質問、意見なし]

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第8号 非農地証明願についての1番は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第8号 非農地証明願についての1番は原案のとおり決定しました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第9号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第11 議案第9号買受適格証明願 農地法第5条の規定によるについてを議題に供します。先ず1番について事務局の説明を求めます。なお、落札後、本申請は、農地法第5条許可申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可し、同月の県農業会議に諮問してよろしいか。についても、併せてご審議願います。</p> <p>議案第9号買受適格証明願 農地法第5条の規定によるについてを説明します。1番と2番もについて同じ案件です。入札期日が平成26年11月7日で売却決定期日が11月14日です。債権者は始良市です。</p> <p>まず1番について説明します。申請人が始良市加治木町の株式会社〇〇です。土地の所在が加治木町反土字〇〇番〇、畑213㎡で転用目的が資材置場及び駐車場です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、14番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>14番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から東に約100mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>次に2番について説明します。参考資料は94ページからとなります。申請人が始良市加治木町の有限会社〇〇です。土地の所在が加治木町反土字〇〇番〇、畑213㎡で転用目的が有料駐車場です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、14番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	14 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から東に約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	これより、議案第 9 号 1 番と 2 番について、一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。26 委員どうぞ
委員	26 番です。この 1 番の資料の中では住所地が始良市加治木町となっているが、報告書の中では、鹿児島市牟礼岡となっている。どちらか
議長	事務局どうぞ
事務局	法人登記簿を見ますと、鹿児島市牟礼岡となっております。申し訳ありません。加治木町の住所地は支所になっているようです。今回の住所は鹿児島市牟礼岡となります。訂正方をお願いします。
議長	他にありませんか。
委員	[質問、意見なし]
議長	それでは採決いたします。議案第 9 号 買受適格証明願い 農地法第 5 条の規定によるについての、1 番と 2 番については、買受適格者であるという意見ですが、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、議案第 9 号 1 番と 2 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、本申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可し、同月の県農業会議に諮問することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、本申請があった場合は、来月の総会に諮らないで、許可し、諮問することに決定いたしました。

————— 議案第 10 号 —————

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第12 議案第10号 農地あっせん申出 貸付希望についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第10号 農地あっせん申出 売渡希望についてご説明致します。総会資料は、18ページとなります。今月申請は、3件です。</p> <p>参考資料99ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1番を説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が平松字鋒丸〇〇番、田の676㎡です。申請人は、平松在住〇〇さん、条件として管理してもらえれば無償です。希望貸付期間が10年です。</p> <p>続いて2番について説明します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が平松字鋒丸〇〇番、田の1,076㎡です。申請人は、西餅田在住〇〇さん、条件として管理してもらえれば無償です。希望貸付期間が10年です。</p> <p>続いて3番について説明します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が平松字鋒丸〇〇番、田の1,300㎡です。申請人は、霧島市在住〇〇さん、条件として管理してもらえれば無償です。希望貸付期間が10年です。</p> <p>1番2番3番とも所有者は兄妹です。以上、議案第10号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>何か、ご意見等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>意見なし</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第10号 農地あっせん申出貸付希望についての1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[全員挙手]</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第10号1番から3番は原案どおり承認することに決定いたしました。</p> <p>つぎに、ただいま承認された議案第10号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第10号 1番から3番は、20番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいいたします。</p>

議 長	次に、農地あっせん経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 はい事務局どうぞ
事務局	農地あっせん経過報告をいたします。結果報告書の別紙の資料をご覧ください。経過報告の5ページの56番は取り下げを電話で確認しました。57番は今月議案第1号の12番で承認されましたので完了です。以上で終わります。
議 長	委員の皆様方から何かないですか。 21番委員どうぞ。
委 員	35番は隣接地の方に一体化して利用してもらえないか、相談に行きましたが、隣接地との間に大きな側溝がありたぶん無理だと言われて、他に紹介することだろうかと思っております。不動産屋の看板も立っております。 次に55番の方に先般電話をしましたが私の担当する地区に該当するような土地がありまして、話をしまして24日の日に現地を案内しようと思っております。27番の周りに耕作放棄地的な畑もありますので、27番も含めて案内しようと思っております。
議 長	事務局35番の方への確認はしましたか。
事務局	不動産屋の方へは仲介を取り下げると報告を受けておりますが、看板だけが残っているのではと思います。再度確認します。
議 長	他に委員の皆様方からありませんか。他ありませんか。
委 員	(発言なし)
議 長	よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります 次に、農用地利用集積計画 貸し借りの合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。10月は、3件が提出されております。 内容については、別紙、合意解約（10月分）をご確認下さい。合意解約につきましても、議決不要案件ですので御理解方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	ただ今の、事務局説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

委員	「質問・意見なし」
議長	その他何かございませんか。
委員	「意見なし」
議長	次に、来月の現地調査、総会日についてですが、 現地調査は、11月13日 木曜日に、 総会は、11月20日 木曜日に開催予定でよろしいですか。 現地調査委員は、 1班を、18番委員、19番委員、20番委員に、 2班を、21番委員、22番委員、23番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願ひします。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。
委員	「発言なし」
議長	事務局からはありませんか。
事務局	○ 農業委員会研修会について報告 ○ 26年度産普通期米仮渡し及び初すり料金について報告 ○ 農業新聞普及推進について報告 ○ 秋祭りの説明 ○ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの転用について説明 （県より通知） ○ 農業委員活動報告について
議長	他に何かありませんか。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成26年度第7回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 「閉会」
事務局	姿勢を正してください。 一同礼。

農業委員会法の 27 条（議事録）において署名する。

署名委員

署名委員